

半額免除が承認された方へ

半額保険料を納めないと未納期間になります。

半額免除が承認された方は、国民年金保険料（月額：13,580円）の半額（月額：6,790円）を納めることで初めて「半額免除期間」となります。

半額分を納めないとその期間は未納期間となり、障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に、障害基礎年金や遺族基礎年金等が受けられなくなる場合がありますのでご注意ください。

残りの半額を忘れずに
必ず納めましょう！



年金豆知識

○半額免除期間は年金を受給するために必要な資格期間に算入されますが、年金額の計算では、保険料を全額（月額：13,580円）納めた場合の2/3になります。

○年金額のを増やすには、10年以内に追納（あとから保険料を納めること）すれば大丈夫！

○その場合、半額免除の承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますが、2年以内に追納すれば加算されません。

特別障害給付金の請求受付が始まっています！

国民年金へ任意加入していなかったため、障害基礎年金等を受給していない障害者の方に対して、福祉的措置として「特別障害給付金制度」が創設され、平成17年4月1日から施行されています。

支給対象となる方は請求をお急ぎください！

請求書の受付は平成17年4月1日からお住まいの市町村役場で始まっています。この給付金の支給は、請求書を受付した月の翌月分からとなるため、できる限り早めに請求書を提出してください。必要な書類等がすべてそろわない場合でも、請求書の受付を行っています。

支給の対象となる方

- (1) 昭和61年3月以前にサラリーマンの妻等であったため、国民年金へ任意加入していなかった間に初診日がある傷病により、現在障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある方。
- (2) 平成3年3月以前に学生であったため、国民年金へ任意加入していなかった間に初診日がある傷病により、現在障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある方。

支給額（平成17年度）

- 障害基礎年金1級相当に該当する方⇒
月額5万円
 - 障害基礎年金2級相当に該当する方⇒
月額4万円
- ※身体障害者手帳の等級とは異なります。

（ご注意）

◇本人の所得による支給停止や公的年金との支給調整、経過福祉手当などの制限があります。

年金相談窓口の混雑状況がホームページでわかります！

岡山県内の社会保険事務所等の年金相談窓口の混雑状況がホームページでご覧になれます。先週の混雑状況をご参考に、混雑の少ない事務所、時間帯にお越しください。

<http://www.sia.go.jp/~okayama/>